

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室
スマホ法下位法令等パブリックコメント 御中

令和7年6月13日

〒100-0014

東京都千代田区永田町2丁目9-6 十全ビル301号

オープンデジタルビジネスコンソーシアム(ODBC)

代表理事 黒田 岳士

opendigital@grcompany.com

「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針(案)」(意見募集対象(4)・別紙4)について、当コンソーシアムの意見を、下記の通りご提出いたします。

記

意見1

【該当箇所】

指針案全般、及び

第2 基本的考え方

1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性

3頁～4頁 15～38行目

【意見要旨】

利用者利便性の確保を法執行の際に考慮されるべき原則として明記するべき。

【理由・根拠】

- 利用者の利便性は、イノベーションを促進し、健全な競争を実現する上で極めて重要であり、世界各国の競争法制・プラットフォーム規制においても、その意義が明確に認識されている。
- EUで実施された調査では、利用者はスマートフォンの周辺機器（例：イヤホン等）について、他社製品との互換性を当然の前提として期待していることが示されている。
- 利用者体験が制限されることは、結果的に開発者の自由を損ない、エコシステム全体の革新を阻害するものであり、ひいては消費者利益の毀損につながる。
- 「利用者の利便性の確保」は、①正当な事業慣行の促進、②違反評価におけるバランスある判断枠組みの確保、③一部事業者の利益がエコシステム全体の損失とならないための歯止め、という3点においても、制度設計上極めて重要な観点である。

【提案】

- 第2 基本的考え方 1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性（15行～38行）において、以下のような文言を指針に明記すべき：「公正取引委員会は、第7条に基づく評価を行う際に、利用者の利便性確保という原則を適切に考慮するものとする」。

意見2

【該当箇所】

指針案全般、及び

第2 基本的考え方

1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性

3頁～4頁 15～38行目

【意見要旨】

利用者にとっての多様かつ代替的な選択肢（alternative options）を確保する仕組みの整備が必要である。

【理由・根拠】

- ハードウェアとソフトウェアの相互運用性を担保することは、利用者にとっての選択肢を広げ、競争を促進し、結果として価格競争・性能向上・サービス革新の連鎖につながる。
- これに対して、「ウォールドガーデン（囲い込み）」型の事業設計は、開発者の善意によるものであっても、利用者の選択肢を狭め、エコシステム全体の健全性に悪影響を与える可能性がある。

【提案】

指針案の第2の1の記述において、利用者にとって多様かつ代替的な選択肢を阻害する設計や制限は原則として不適切であることを明記する。

意見3

【該当箇所】

該当箇所1

指針案全般、及び

第2 基本的考え方

1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性

3頁～4頁 15～38行目

該当箇所2

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

3法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

(2) 第2号 (OS機能の利用を妨げることの禁止)
34頁 1125～1231行目

該当箇所3

第3禁止行為及び講ずべき措置についての考え方
7法第11条 (取得したデータの移転に係る措置)
81頁～86頁 2824～2991行目

【意見要旨】

ユーザーの安全 (User Safety) は、リンクアウトのような明確に定義されたリスクシナリオにおいては、制限を正当化する可能性がある。ただし、それを理由として、相互運用性やデータポータビリティの実現を過度に制限すべきではない。

【理由・根拠】

- 利用者の安全性やセキュリティ、プライバシーは重要な原則であるが、それを理由に過度な技術的制限を設けることは、利用者の利便性や選択肢を大きく損なう可能性がある。
- 相互運用性を確保した場合であっても、標準化された仕様を導入すれば、セキュリティ上の懸念を最小限に抑えながら安全な連携が可能である。また、eSIMやクレジットカード情報など、機微性の高いデータについては、ポータビリティの対象外とするなど、リスクごとの適切な区分けが必要である。
- ただし、新たに出現する脅威及び明確に定義されたリスクシナリオに対応するため、事業者がユーザー保護のために講じる合理的措置が許容されることも重要である。

【提案】

- 指針案上、「利用者安全性」は相互運用性やポータビリティを妨げる正当理由として一律に認められるものではなく、技術的に安全性を確保するための代替手段が存在する場合には、技術的に安全性を確保した上での相互運用性やポータビリティの確保を義務づけるべきである。
- 上記趣旨から、指針案3頁36行目「利用者における安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる」の後に、「(ただし、「安全・安心の確保」が自由な競争を制限する正当理由として一律に認められる訳ではない)」を追記すべき。
- 特に機微性の高いデータ (eSIM、決済情報、パスワード等) については、例外的にポータビリティの対象外とする旨を明確化することも考えられる。

意見4

【該当箇所】

第3禁止行為及び講ずべき措置についての考え方
2第6条 (不当な差別的取扱いの禁止)

(2) 法第6条の規定の適用について
ア 指定事業者による個別ソフトウェアの審査等
12頁～14頁 342～406行目

【意見要旨】

「公序良俗」を根拠に、指定事業者が公証制度のもとでアプリ審査・排除の正当性を主張することは、制度の本来の趣旨に照らして不適切である。

【理由・根拠】

1. 制度の趣旨逸脱

本来、公証制度はセキュリティ対策やマルウェア防止等の技術的安全性の確保を目的とした仕組みであり、「公序良俗」など曖昧な価値判断を含めてアプリ内容をフィルタリングする根拠とすべきではない。

2. 審査主体の混乱と過剰規制の懸念

本来、アプリの内容（例：成人向けコンテンツやダークパターンなど）についての審査責任はアプリ流通プラットフォームやストアにあり、OS指定事業者が同様の審査を行うことは責任の所在を曖昧にし、二重規制となるおそれがある。

3. 文化的多様性への影響

「公序良俗」の判断は文化・宗教・法制度に大きく依存し、一元的なOS事業者による排除判断は多様な価値観を排除する危険性がある。

4. 利用者選択肢の軽視

利用者保護を目的とする場合でも、ペアレンタルコントロール等の利用者側での制御を活用すべきであり、事業者による一律の先制排除は望ましくない。

5. 指針案とスマホ法第6条との整合性

「公序良俗」を根拠とするアプリ排除が、結果的に競合サービスに不利益を与えた場合、第6条（不当な差別的取扱いの禁止）に抵触する可能性がある。

【提案】

- 指針案から「公序良俗」を公証制度の適用根拠として明示する記述を削除し、公証制度の目的を「セキュリティ・技術的健全性の確保」に限定するよう明記すべき。

- 表現内容の適否や倫理性の判断は、基本的にはアプリ配信プラットフォーム側の責任とし、指定事業者がその領域に踏み込むことを原則避ける旨の記載を追記すべき。

意見 5

【該当箇所】

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

（2）第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）

36 頁～42 頁 1211～1415 行目

【意見要旨】

OS機能に関連するハードウェアおよびソフトウェアの相互運用性は、指針案において明確に対象機能を特定した上で、その確保が強く推奨されるべきである。

【理由・根拠】

- OSや周辺機器に関する相互運用性の欠如は、消費者の選択肢を制限し、企業間の健全な競争を阻害する。
- 2025年3月に欧州委員会が発出したデジタル市場法（以下「欧州DMA」という。）に基づくガイダンス等（※以下「欧州委員会ガイダンス等」という。）では、特定の事業者に対し、そのOSの9つの機能についてサードパーティとの相互運用性を義務付ける旨の具体的措置が明示された。これらの機能は、日本のスマホ法第7条第2号の対象とも整合的である。
- 近距離ワイヤレスファイル転送については、例えばAndroidのQuick ShareとiOSのAirDropは同様の機能を持つOS機能だが、同一OS間でのみデータ共有が可能となっており、これにより利用者の利便性が著しく損なわれている事例が存在する。
- 技術の進展により、相互運用性を必要とする機能は今後も変化しうるため、柔軟に対応可能な制度設計が必要である。

※欧州委員会ウェブサイト, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_816
https://ec.europa.eu/competition/digital_markets_act/cases/202523/DMA_100203_1655.pdf

【提案】

- 指針案において、欧州委員会ガイダンス等で明記された以下の9機能を、指定事業者が相互運用性を確保すべき対象として明示的に列挙すべき。
 1. 特定のOS上でのみ利用できる通知機能
 2. 高帯域ピアツーピア Wi-Fi 接続
 3. 近接トリガーペアリング

4. バックグラウンド実行
 5. 近距離ワイヤレスファイル転送
 6. 自動 Wi-Fi 接続
 7. メディアキャスト
 8. 自動オーディオ切替
 9. リーダー／ライターモードの NFC コントローラ
- 指定事業者に対し、「**interoperability by design**（設計段階からの相互運用性の確保）」の方針を求め、その実施状況をモニタリングする旨を指針案に盛り込むべき。
 - 将来的な技術革新や利用者需要に応じ、上記以外の機能についても相互運用性の対象とし得る柔軟な運用を指針案に明記すべき。
 - 近距離ワイヤレスファイル転送の機能が、異なるプラットフォーム間でもデータ共有が可能となるよう機能が開放され、ユーザーが制限なくデータを共有できるよう相互運用性を確保すべき対象として明記すべき。

意見 6

【該当箇所】

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

（2）第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）

オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組
44 頁～45 頁 1508～1523 行目

【意見要旨】

相互運用性の確保に向けた指定事業者とサードパーティ間の手続きについて、透明性と迅速性を確保するためのプロセスを明確に指針案に記載すべきである。

【理由・根拠】

- 欧州では、指定事業者と第三者との相互運用に関する調整プロセスが不透明であり、迅速性に欠けるとの指摘がなされている。
- こうした問題に対応するため、欧州委員会は2025年3月19日、欧州DMAに基づくガイダンスを発出し、指定事業者に対して、具体的かつ期限を伴った対応義務を課している（欧州委員会ウェブサイト、https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_816）。
- 日本においても同様の状況が生じるリスクがあり、放置すればイノベーション阻害や競争制限につながる懸念がある。

【提案】

- 指針案において、指定事業者と第三者との間で相互運用性の実現に向けた要望受付・協議・対応に関するプロセスの明確化、透明性の確保、そして対応の迅速性を担保することの重要性を明記すべきである。
- 具体的には、要望に対する回答期限の設定、対応状況の開示、協議の記録保持などの制度的措置の導入を促す内容とすることが望ましい。

意見 7

【該当箇所】

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

(2) 第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）

イ 法第7条第2号に係る具体的考え方

(ウ) 他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を「妨げる」行為

37 頁 1233～1239 行目

【意見要旨】

相互運用性を確保するための情報やアクセスについては、原則として「無償かつ制約なし」で提供されるべきであり、有償とする場合には、指定事業者が十分な説明責任（立証責任）を負うべきである。

【理由・根拠】

- 指針案における「無償でかつ制約なく提供されている場合には『妨げる』に該当しない」との整理は適切である。
- 一方で、サードパーティに対して料金を課す場合、以下のような懸念がある：
 1. 初期設定が有償となった場合、公正取引委員会が価格設定の妥当性に関与せざるを得なくなり、制度の趣旨を損なうおそれがある。
 2. 非標準技術を根拠に料金を請求する際、当該指定事業者は、標準技術との差異および自社技術の付加価値を合理的に説明しなければならない。しかしながら、その妥当性を第三者が検証することは極めて困難であり、確認に時間を要するため、結果として一定の「妨げる」効果が生じ得る。
- 欧州では、相互運用性の確保は無償であることが法的に義務付けられており、同様の対応が進んでいる。これに対し、日本においてのみ有償とする場合、企業が欧州で発生した費用を日本市場で回収する構造となる懸念がある。
- 有償設定が欧州など他地域と異なる場合、日本の消費者や事業者に対する差別的取扱いと受け取られ、かえって競争を歪める結果となる。

【提案】

- 「無償でかつ制約なし」を原則として指針案に明記し、
- 有償とする場合には、
 - 指定事業者が価格の根拠、費用構造、国・地域間の取扱いの差異について十分な情報開示を行い、
 - 行政および第三者による合理性の検証を可能とすること、
 - かつ、その負担が指定事業者側にあること（立証責任）を明記すべきである。
- これにより、公正取引委員会が価格規制機関の役割を担うことを避け、制度設計の一貫性と競争政策上の妥当性を保つことができる。

意見 8

【該当箇所】

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

（2）第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）

イ 法第7条第2号に係る具体的考え方

（ウ）他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を「妨げる」行為

37 頁 1233-1239 行目

【意見要旨】

知的財産権（IP）を根拠とした使用制限については、透明性・正当性のある対応が必要であり、指定事業者に対して明確な立証責任を課すべきである。

【理由・根拠】

- 指針案では、知的財産権の権利行使と認められる場合には、第7条の違反とはみなされない旨が示されている。
- しかし、現時点において欧州では、相互運用性確保の過程で知的財産権が争点となった事例は報告されていない。
- よって、知財を理由に第三者の利用を制限することが一般的な慣行とは言えず、恣意的な拒否の温床となる可能性がある。
- 知財の存在を理由にライセンス対価を請求する場合は、
 - どの知的財産権が具体的に侵害されているのかを明確にし
 - 補償額の妥当性についてコスト分析を通じた合理的説明を行う必要がある。
- これらの責任は、排他的地位にある指定事業者が一方的に料金を設定しようという構造的リスクに鑑みても、指定事業者に課されるべきである。

【提案】

- 指針案において、指定事業者が知的財産権を根拠として相互運用性の提供を拒否または制限する場合には、以下の事項を明確に記載することを提案する：
 - 対象となる具体的な知的財産権（特許等）の開示
 - FRAND（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory/ 公平・合理的かつ非差別的）条件での提供が原則である旨の記載
 - 補償額の妥当性に関する説明責任（立証責任）が指定事業者にあること
- このようなルール設計により、知財を濫用した不当な囲い込みを抑止し、法の趣旨である公正な競争環境と利用者利益の保護を両立できると考える。

意見9

【該当箇所】

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

(2) 第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）

イ 法第7条第2号に係る具体的考え方

(ウ)他の事業者による本OS機能についての同等の性能での利用を「妨げる」行為

37頁～38頁 1253～1266行目

【意見要旨】

特定プラットフォームにより提供される一次提供アプリケーションと第三者提供サービスとの間において、OS機能の連携や相互運用性における格差が存在しており、指針案においてこれを是正する必要がある。

【理由・根拠】

- 一次提供アプリは、同一プラットフォーム上のソフトウェアおよびハードウェアと優先的に連携できる設計となっており、以下のような機能制限により第三者のイノベーションや競争を阻害している：
 1. NFCチップの利用制限と有償化：セキュアエレメント利用に対し、第三者にはアクセス制限や追加費用が発生。
 2. 周辺機器との連携格差：一次ブランド製品との接続は高度に最適化されている一方で、第三者製品との相互運用性は限定的であり、利用者の囲い込み効果を生んでいる。
 3. 音声アシスタントの非対称性：OSに統合された一次提供の音声アシスタントが、端末情報やAPI（例：インストール済アプリ）へのアクセスを独占し、公平な競争環境を阻害している。
 4. ブラウザとクラウドバックアップの制限：第三者ブラウザは一部OS機能へのアクセスが不可能であり、また端末データのバックアップも特定クラウドサービスに限定されている。

- さらに、メッセージング機能においても、一次提供サービスは他 OS と互換性がなく、利用者は代替手段としてより安全性の劣る通信プロトコルに依存せざるを得ない状況にある。

【提案】

- 1253-1266 行目の想定例において、以下の例も追加して明記すべきである：
 1. 特定プラットフォームの一次提供アプリが OS 機能へのアクセスや連携において第三者と同等の条件で競争できる環境を確保すべき。
 2. 端末機能（NFC、センサ、クラウド、API 等）のアクセス条件について、機能単位で明確化し、第三者にも開放する原則を示すこと。
 3. メッセージングやクラウドなど、他 OS との相互運用性が欠如している部分について是正措置を促す内容を追加すべき。
- これにより、公正な競争を促進し、利用者の選択肢と利便性を守る制度設計が実現される。

意見 10

【該当箇所】

第 3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

2 法第 6 条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）

(3) 法第 6 条の規定の適用について

エ 正当化事由に係る考え方

24 頁～25 頁 785～798 行目

【意見要旨】

指定事業者が「システムの完全性」や「セキュリティ」「プライバシー」を理由に相互運用性を制限する場合、その正当性について、公正取引委員会が合理的かつ客観的な根拠をもとに厳格に検証すべきである。

【理由・根拠】

- 一部指定事業者は、「システムの完全性」、「セキュリティ」や「プライバシー」を理由に相互運用性を制限している。
- 公正取引委員会は、デジタル市場において、こうした保護措置を講じられるのは指定事業者のみであると考えているように見受けられる。

- 一方、オープンなシステムでも安全性を確保することが可能なことは様々な事例でも示されている。
- 当コンソーシアムは、このような主張は過剰であると考える。したがって、公正取引委員会は、指定事業者の主張について合理的かつ客観的な根拠の有無を厳格に検証すべきである。
- 実際には、オープンなシステムにおいてもセキュリティを確保できることは、さまざまな事例や研究成果により示されている。
 - たとえば、「CTS-FGV LAW SCHOOL POSITION PAPER SERIES N.001/2025」(※)では、オープンシステムでも安全性確保が可能であることが論証されている。
 - オープンソースプラットフォームでは、セキュリティ基準への準拠、継続的なコミュニティによる監視、脅威インテリジェンスの共有等により、高い安全性が維持されている。
- このように、クローズド設計でなければ安全性を担保できないという主張には、技術的・論理的な根拠が乏しい場合がある。
- 特定の制限措置が過度でないかを評価する際には、「同等の安全性を確保できる、より制限的でない他の選ぶ手段が存在しないかどうか」を基準として検討することが重要である。

※ <https://repositorio.fgv.br/server/api/core/bitstreams/87a6be67-9c54-428d-9187-152efbaad363/content>

【提案】

- 指針案において、以下の点を明確に記載することを提案する：
 1. 指定事業者が「システムの完全性」「セキュリティ」「プライバシー」等を理由に相互運用性を制限する場合には、その必要性および比例性に関する立証責任が指定事業者にあることを明確にすべきである。
 2. 特に、他地域（例：欧州、米国）における同一企業の対応との一貫性を確認し、国内での過剰な制限が行われていないか、執行機関が十分に検証を行う必要があること。
 3. 制限が正当と認められるには、より制限的でない代替手段が存在しないことが合理的に説明される必要があること。執行機関による検証においては、国際的な対応事例や代替手段の有無を含めて慎重に評価されること。

意見 11

【該当箇所】

第3 禁止行為および講ずべき措置についての考え方

4 法第8条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

第8条第3号（代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止）

61頁～64頁 2103～2201行目

【意見要旨】

特定OSにおいて、事業者が自社のブラウザエンジンの使用を強制し、他のブラウザエンジンの使用を制限する行為は、ウェブアプリの機能を不当に制限し、利用者体験や開発者の自由を著しく損なっており、是正されるべきである。

【理由・根拠】

- 現在、特定のOSではすべてのブラウザに特定のエンジンの使用が義務付けられており、その結果、ネイティブアプリと比べて以下のような制限が生じている：
 1. ホーム画面やロック画面へのプッシュ通知が使用不可
 2. ホーム画面へのアイコン追加プロンプトが非対応
 3. フルスクリーン表示ができずブラウザUIが常に表示
 4. Web Bluetoothに非対応（BLE(Bluetooth Low Energy)機器と連携不可）
 5. ハードウェアレンダリングに非対応（描画効率低下）
 6. 音声 defaulted でミュート（利用者操作が必要）
- これにより、ウェブアプリはネイティブアプリと比べて著しく不利となり、利用者および開発者の選択肢が制限されている。
- こうしたブラウザエンジンの制限は、セキュリティ向上の観点から必ずしも正当化されるものではなく、単一障害点のリスクが高まり、かえってセキュリティの脆弱性を招く可能性がある。
- ブラウザエンジンの選択肢を認めることで、機能の拡張、セキュリティの多様化、技術革新の促進が期待される。

【提案】

- 指針案において以下を明確に記載すべきである：
 1. 特定のブラウザエンジンに限定する技術的強制は、原則として禁止されること。

2. 安全性確保等の正当な理由をもって制限する場合であっても、他の手段による代替可能性がないことを指定事業者が合理的に立証する責任を負うこと。
3. 技術の中立性を確保し、ウェブアプリとネイティブアプリ間の機能格差を是正するための方策が必要であること。

意見 12

【該当箇所】

第3 禁止行為および講ずべき措置についての考え方

7 法第 11 条（取得したデータの移転に係る措置）

(4) 円滑な移転の対象となるデータ

ア 基本動作ソフトウェアに係るデータの具体例

85 頁 2938～2990 行目

【意見要旨】

利用者によるデータの円滑な移転を確保するためには、スマートフォン本体のみならず、クラウドサービス上に保存されたデータもデータポータビリティの対象に明確に含めるべきである。

【理由・根拠】

- スマートフォン利用者にとって、端末およびクラウドに保存されたデータは、日常生活・経済活動に不可欠であり、法第 11 条の趣旨である「利用者の意向に応じた円滑なデータ移転」は、クラウド上のデータも含まれるべきである。
- 指針案に記載されたデータの多く（例：写真、連絡先、メモ、カレンダー等）は、実際にはクラウドサービスと連携して保存・同期されているのが一般的である。
- 政府のデジタル市場競争会議の 2023 年 6 月「モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告」（※）では、複数の OS 間でアクセスが制限される、特定のブラウザが特定の OS 専用である等、OS 間での排他的設計が指摘されており、こうした状況が利用者の移行を妨げている。

※<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai7/siryou2s.pdf>

【提案】

- 指針案において、データポータビリティの対象範囲について、端末本体に保存されているデータだけでなく、クラウドサービス上のデータも明確に含まれることを明記すべき。
- あわせて、利用者が他の OS に円滑に移行できるよう、クラウドサービスと連携する機能に関する制限や排他的設計を回避する方針も指針案に盛り込むべき。

意見 13

【該当箇所】

第3 禁止行為および講ずべき措置についての考え方

7 法第 11 条（取得したデータの移転に係る措置）

ア 基本動作ソフトウェアに係るデータの具体例

83 頁 2893～2990 行目

【意見要旨】

データポータビリティにかかる費用について、原則として「無償でかつ制約なく」提供されるべきであり、有償とする場合には指定事業者に厳格な立証責任を課すことを明確にすべきである。

【理由・根拠】

- 指針案において「対価が設定されず、無償で行われる場合には、同号で要求される措置を満たすものといえる」（指針案 83 頁、2897 行目）とされている点には賛同するが、有償となる場合には、利用者の当然の権利であるデータ移転に対して費用が課されることとなり、適切でない。
- 欧州では、ゲートキーパーに対して利用者や第三者への無償でのデータポータビリティ提供が義務づけられており、実際にその方向での対応が進行している。一方、日本で有償とされた場合、欧州で発生したコストが日本で回収される懸念がある。また、日本と欧州で発生したコストを区分することは非常に困難である。
- 費用が妥当であるかどうかを判断するための資料は、指定事業者以外（特に行政）には存在せず、行政機関が合理性を検証することは現実的ではない。従って、費用の妥当性に関する立証責任は指定事業者が全面的に負うべきである。

【提案】

- 指針案において、データポータビリティに係る対価について、「原則は無償・無制限」であり、有償とする場合には「十分な情報開示および立証責任を指定事業者に課す」ことを明記すべきである。
- あわせて、海外との価格設定の整合性も含めて、他地域（特に欧州）との比較による差別的取扱いがないかの監視が行われるべき旨も、指針案に記載されることが望ましい。

意見 14

【該当箇所】

箇所 1

第3 禁止行為および講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

(1) 第1号（代替アプリストアの提供等を妨げることの禁止）

イ 法第7条第1号に係る具体的考え方

(イ) 代替アプリストアの提供又は利用を「妨げる」行為

21頁 653～665行目

箇所2

第3禁止行為および講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

(2) 第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）

(ウ) 他の事業者による本OS機能についての同等の性能での利用を「妨げる」行為

36頁 1211～1222行目

箇所3

4 第8条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

(3) 第3号（代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止）

イ 法第8条第3号に係る具体的考え方

(イ) 代替ブラウザエンジンの採用を「妨げる」行為

62頁 2128～2146行目

【意見要旨】

利用者に対し、第三者サービスや他OSとの接続、データポータビリティの選択を不当に妨げる表示（いわゆる「恐怖表現」）を禁止すべきである。

【理由・根拠】

- 指定事業者が、利用者が第三者サービスとの接続、他OSとの相互運用、またはデータ移転の選択を行う際に、不必要な恐怖心や不安感を与えるような表示を行うことは、利用者の意思決定を不当に誘導し、競争を制限する効果を有する。
- 具体例として、以下のような表示が該当する：
 - 「この操作は安全でない可能性があります」
 - 「推奨されていない方法です」
 - 赤文字、警告マーク、感嘆符などを多用した過度なデザイン
- これらは、利用者に本来の選択肢を委ねる代わりに心理的な圧力を加えるものであり、中立的な表現とはいえない。
- 欧州DMAにおいても、同様の懸念から上記に該当する行為を禁じる規定（前文(70) Article 13 (6)）（※）が導入されている。

【提案】

- 指針案において、指定事業者は利用者に対して「恐怖表現」を用いた表示を行わないことを明記すべきである。

- 表示は中立的かつ技術的事実に基づいたものでなければならず、たとえば「この操作は当社の確認を経ていません」といった事実通知の範囲に限定すべきである。
- また、欧州 DMA における関連条項（前文（70） Article 13 (6)（※）と整合的な対応を図るべきである。

※https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/1925/oj/eng#ntr20-L_2022265EN.01000101-E0020

意見 15

【該当箇所】

4 第 8 条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

(2) 第 2 号（関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止）

イ 法第 8 条第 2 号に係る具体的考え方

第 8 条第 2 項（アプリ内リンクの設置制限の禁止）

(カ) 関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為

55 頁～58 頁 1892～2003 行目

【意見要旨】

アプリ内外部リンクにおけるパラメータ引継ぎを意図的に妨害する設計は、制度趣旨に反し、相互運用性を損なう不適切な行為であるため、指針案においてこれを禁止すべきである。

【理由・根拠】

- 指針案では、外部リンクの「設置の可否」には言及されているものの、そのリンクが技術的に有効に機能するかどうか、特に URL パラメータ（例：商品 ID、キャンペーンコードなど）の引継ぎについては明記されていない。
- 一部の指定事業者は、アプリ内リンクに含まれるパラメータを削除・遮断する実装を行っており、これにより以下のような実質的な競争制限が生じている。
 1. リンク遷移時に商品ページやキャンペーンページへ正しく誘導されず、利用者の利便性が著しく損なわれる
 2. トラッキングや広告効果測定が不可能となり、正当なマーケティング施策が阻害される
 3. 一見リンク設置を許容しているように見えるが、実質的には機能を封じている状態であり、相互運用性を偽装した実質的制限と評価されうる
- このような仕様は、利用者の選択を不当に制限するとともに、第三者事業者の機能実装や競争機会を奪うものである。

- 欧州 DMA 第 5 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項（※）においても、ゲートキーパーはビジネス利用者による外部販促やリンクの設置を妨げてはならないとされており、国際的にも明確な整合性が求められている。

※https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/1925/oj/eng#ntr20-L_2022265EN.01000101-E0020

【提案】

- 指針案において、以下の内容を明記すべきである：
 - ・ 指定事業者は、アプリ内に設置された外部リンクに対して、URL パラメータ（例：商品 ID、キャンペーンコード等）を意図的に削除・無効化してはならないこと
 - ・ 外部リンクを許容する場合には、当該リンクが技術的に有効に機能し、利用者が意図した遷移先へ正確に誘導されることが担保される設計とすること
 - ・ リダイレクト、トラッキング、コンバージョン計測等の標準的な Web 技術を妨害する実装は、相互運用性およびポータビリティの確保を損なうとして不適切とみなされること
- 本制度の実効性確保の観点から、リンクの設置のみならず「実質的な機能性」確保を明記することが不可欠である。

意見 16

【該当箇所】

第 5 関連行政機関との連携のあり方

2 具体的な連携のながれ

(2) その他の連携について

110 頁～111 頁 3863～3871 行目

【意見要旨】

スマホ法第 15 条第 2 項における報復措置の禁止について、執行機関としての明確な姿勢を示すとともに、具体的に禁止される行為の例を指針案において明記すべきである。

【理由・根拠】

- スマホ法の実効性を担保するためには、指定事業者が同法の規定に従って行動したビジネス利用者やエンド利用者に対し、不利益な取扱いや報復的措置を行わないという法の原則を、制度全体にわたって貫く必要がある。
- 報復への恐れは、違反の申告や制度利用の萎縮を招き、制度の健全な運用そのものを妨げるリスクがある。

- 欧州 DMA 前文 42 及び第 5 条第 6 項（※）においても、プラットフォームによる報復的措置（Retaliation）を明示的に禁じており、執行当局の信頼性確保に直結している。日本においても同様の明示が不可欠である。

※https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/1925/oj/eng#ntr20-L_2022265EN.01000101-E0020

【提案】

- 指針案において、報復措置に該当する可能性のある行為（例：特定の事業者への取引条件の不利益変更、検索順位の不当な低下、アプリの審査・公開の遅延等）を例示し、禁止の対象が広く解釈されうることを明示すべきである。
- あわせて、「いかなる形式の報復措置も見逃さない」という執行機関としての明確な姿勢を指針案において表明することが、制度への信頼確保に資すると考える。

以 上